

市民向け貸出し花壇（西山クラインガルテン）利用要項

（趣旨）

第1条 この要項は、花のあるまちづくり協議会（以下「協議会」という。）が実施する市民向け貸出し花壇（西山クラインガルテン）利用に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 西山クラインガルテンは「花やか豊田プラン」に示す“体制づくり”に向けて、様々な理由により自宅等で花壇づくりができない方々に市民参加型の花のあるまちづくり活動の場を提供することを目的とする。

（区画の設置）

第3条 区画は西山公園内に設ける。

2 1区画は約3平方メートルとし、15区画程度を設置する。

（募集の方法）

第4条 利用者募集は、広報とよた、花のあるまちづくり協議会ホームページ等で行なう。

（貸出し期間）

第5条 区画の貸出しは、3月1日から翌年2月15日の間とする。

（区画の利用者資格）

第6条 区画を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号を全て満たさなければならない。

- （1）豊田市内在住の2名以上のグループであること
- （2）園芸・造園関係業者でないこと
- （3）利用の条件及び利用者心得を全て守るグループであること

（利用の条件及び利用者の心得）

第7条 前条第3号に規定する利用の条件及び利用者の心得は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）植栽できるものは観賞を目的（菜園としての利用不可）とした植物に限ること
- （2）工作物は建てないこと
- （3）区画の転貸しや営利目的の利用をしないこと
- （4）移植ゴテ、ジョウロなど必要道具は持参（貸出し不可）すること
- （5）利用者説明会及び植栽管理講座に参加すること
- （6）花苗、肥料、高さ1m以内の樹木、その他園芸資材は、利用者が負担すること
- （7）区画貸出し期間を通じて、水遣り、草取り、施肥等の管理は利用者が行なうこと
- （8）区画利用終了の際は、利用者が植栽、設置したものは撤去し、貸出し期間内に現況復旧を行なうこと
- （9）盗難、破損、事故、怪我等については、利用者が直接対応し解決すること

（利用料）

第8条 区画の利用料は、無料とする。

(利用の申込)

第9条 区画を利用希望する代表者（以下「利用希望代表者」という。）は、西山クラインガルテン利用希望申込書（様式第1号）を、協議会が指定する期間内に、花のあるまちづくり協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 第3条に規定する区画に満たない場合は、4月1日から8月31日まで随時申込みすることができる。
- 3 利用を希望する区画の選択はできない。

(利用可否の選定基準等)

第10条 区画の利用を認めるための選定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 西山クラインガルテン利用希望申込書（様式第1号）に記載不備がないこと。
- (2) 第6条に規定する利用者資格を有すること。
 - 2 区画の適正な維持及び管理を行なったと認められる前年の利用者においては、継続利用を第3条に規定する区画の半数以内を限度とし、優先的に認める。ただし、限度数を超える場合は、会長が抽選で選定する。
 - 3 前項で選定された区画を控除した数を上回る利用の申込みがあった場合は、同条第1項の規定を満たすグループの中から、会長が抽選で選定する。
 - 4 前条第2項に規定する場合は、先着順により選考をおこなう。

(利用可否の通知)

第11条 会長は、第9条の規定により利用の申込みがあったときは、西山クラインガルテン利用申込結果通知書（様式第2号）により、利用希望代表者へ区画利用の可否結果を翌月中旬までに通知しなければならない。

(利用者への指示等)

第12条 会長は、第7条の規定を含めた区画の適正な維持及び管理が行なわれていないと認めた場合、利用者代表に対して口頭で指示し、指示内容を文書により記録しなければならない。

- 2 会長は、前項の指示によっても速やかに利用者の改善が見られない場合、第5条及び第6条の規定に違反した場合は、利用者代表に対して西山クラインガルテン利用取消通知書（様式第3号）により退園の指示をしなければならない。
- 3 利用者は、同条第1項または第2項の指示を受けた場合は速やかに従わなければならない。

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要項は平成25年4月1日から施行する。